\bigcirc) 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)(抄)厚生労働省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

一 (略)	第六条 医薬局は、次に掲げる事務をつかさどる。第六条 医薬局は、次に掲げる事務をつかさどる。 中一 支払基金電子処方箋管理業務(医療介護総合確保下同じ。)及び連合会電子処方箋管理業務(医療介護総合確保下同じ。)に関すること。下同じ。)に関すること。	(医薬品の所掌事務) (医薬品の所掌事務) (医薬品の所掌事務) (医薬品の所掌事務) (医薬品の所掌事務)	改正案
一 (略)	第六条 医薬局は、次に掲げる事務をつかさどる。 第六条 医薬局は、次に掲げる事務をいう。以下同じ。)に関すること。 以下「医療介護総合確保法」という。)第二十五条第一項に規定する支払基金電子処方箋管理業務(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号に対すること。	(大臣官房の所掌事務) 第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〜十九 (略) 二十・二十一 (略)	現

一 労働時間等の設定の改善に関すること(労働 る労働時間等設定改善実施計画をいう。)に関するものを除く時間等の設定の改善に関する特別措置法第八条第一項に規定す九号)の適用の特例等及び労働時間等設定改善実施計画(労働 をいう。)の決議に係る労働基準法(昭和二十二年法律第四十 年法律第九十号)第七条に規定する労働時間等設定改善委員会 委員会(労働時間等の設定の改善に関する特別措置法 別措置法(平成四側時間等設定改善

三~十八 (略)

。第八十六条第三号において同じ。)。

第十一条 社会・援護局は、次に掲げる事務をつかさどる。(社会・援護局の所掌事務) ~ 十 四

推進基本計画」という。)の策定(変更に係るものに限る。同本計画(第百九条第十六号において「アルコール健康障害対策号)第十二条第一項に規定するアルコール健康障害対策推進基-五 アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第百九 号において同じ。)及び推進に関すること。

2 十六~二十三 (略)

(政策統括官の職務)

第十六条 政策統括官は、 命を受けて、 次に掲げる事務を分掌する

(削る) ~十七 略

十八~二十

(地域医療計画課の所掌事務)

。第八十九条第二号において同じ。)。 る労働時間等設定改善実施計画をいう。)に関するものを除く時間等の設定の改善に関する特別措置法第八条第一項に規定す九号)の適用の特例等及び労働時間等設定改善実施計画(労働をいう。)の決議に係る労働基準法(昭和二十二年法律第四十 年法律第九十号)第七条に規定する労働時間等設定改善委員会 委員会(労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成四労働時間等の設定の改善に関すること(労働時間等設定改善

三~十八

(社会・

社会・援護局は、次に掲げる事務をつかさどる。援護局の所掌事務)

一 ~ 十 应 (略)

十 五 推進基本計画」という。)の策定(変更に係るものに限る。同本計画(第百九条第十五号において「アルコール健康障害対策号)第十二条第一項に規定するアルコール健康障害対策推進基五 アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第百九 号において同じ。)及び推進に関すること。

十六~二十三 (略)

2

第十六条 政策統括官は、(政策統括官の職務) 命を受けて、 次に掲げる事務を分掌する

Ė 略

供」という。 を正確に連結するために必要な情報の提供 医療介護総合確保法第十二条の規定による保健医療等情報 に関すること。 (以下 「連結情報提

十九~二十一 略

、地域医療計画課の所掌事務)

第三十三条 地域医療計画課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

初期医療確保措置関係業務(第百二十条第五号において「流行 年法律第百十四号)第三十六条の二十五第一項に規定する流行 初期医療確保措置関係業務」という。)に関することに限る。 **症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十** 社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関すること(感染

第四十一条総務課は、(総務課の所掌事務) 次に掲げる事務をつかさどる。

給に関する規定を施行するため都道府県知事及び市町村長が行和二十二年法律第百六十四号)の小児慢性特定疾病医療費の支関する法律(平成二十六年法律第五十号)及び児童福祉法(昭患者に対する医療に関する法律、難病の患者に対する医療等に う事務についての監査に関すること。 保健医療に関する補助事業並びに感染症の予防及び感染症の

三 5 五 (略)

(総務課の所掌事務)

第八十六条 総務課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

(略)

労働時間等の設定の改善に関すること。

四~六 (略)

八十九条 福祉の増進その他の労働者の家族問題に関する事務をつかさどる (十九条 職業生活両立課は、(職業生活両立課の所掌事務) 育児又は家族介護を行う労働者の

> 第三十三条 \ + -地域医療計画課は (略) 次に掲げる事務をつかさどる。

(総務課の所掌事務)

第四十一条 総務課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規定を施行するため都五十号)及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)、 道府県知事及び市町村長が行う事務についての監査に関するこ 保健医療に関する補助事業並びに感染症の予防及び感染症 \mathcal{O}

三 5 五 略

(総務課の所掌事務)

第八十六条 総務課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

<u>·</u> (略)

(新設)

三 ~ 五 略

第八十九条 (職業生活両立課の所掌事務 職業生活両立課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

(削る)

(削る)

(企画課の所掌事務)

第百九条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(略)

認定に関すること。 律(平成十七年法律第百二十三号) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための に規定する障害支援区分のと総合的に支援するための法

(略)

律の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法

十五 八 十四 精神 が行う事務についての監査に関すること。 よる報告徴収等の事務並びに同法を施行するため都道府県知事 法律第百二十三号)第三十八条の六及び第四十条の五の規定に五、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年

十六~十八

(精神·

第百十一条 (清神・障害保健課は、)障害保健課の所掌事務) 次に掲げる事務をつかさどる。

(削る)

二 四 (略)

第百二十条 二十条 保険課は、(保険課の所掌事務) 次に掲げる事務をつかさどる。

略)

> の家族問題に関すること。 育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進その他の労働者

労働時間等の設定の改善に関すること。

(企画課の所掌事 務

第百九条 企画課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

_ __

三 5 五

の整備に関する監督に関すること。律(平成十七年法律第百二十三号) (平成十七年法律第百二十三号)の規定による業務管理体制障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法

七~十三 (略)

十四四 の監査に関すること。 事務及び同法を施行するため都道府県知事が行う事務について 法律第百二十三号)第三十八条の六の規定による報告徴収等の四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年

十五~十七

第百十一条 日十一条 精神・障害保健課は、(精神・障害保健課の所掌事務) 次に掲げる事務をつかさどる。

三〜五 (略) 律に規定する障害支援区分の認定に関すること。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法

(保険課の所掌事務)

第百二十条 保険課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

略)

と並びに高齢者医療課及び医療課の所掌に属するものを除く。業務、医療機関等情報化補助業務及び連結情報提供に関するこ等支給関係業務、支払基金電子処方箋管理業務、介護保険関係期医療確保措置関係業務、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金五 社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関すること (流行初五)

六 (略)

(略)